

佐賀県後期高齢者医療広域連合嘱託職員取扱要綱

(平成25年3月7日訓令第2号)

改正 平成29年12月27日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県後期高齢者医療広域連合嘱託職員（以下、「嘱託職員」という。）の身分、任用、勤務条件等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 嘱託職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員とする。

(任用)

第3条 嘱託職員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、任命権者が選考により任用する。

- (1) 職務の遂行に必要な知識、経験及び技能を有していること。
- (2) 健康で意欲をもって任務を遂行すると認められること。

(任用期間)

第4条 嘱託職員の任用期間は、1年以内とし、5年を超えて更新することはできない。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(勤務日及び勤務時間)

第5条 嘱託職員の勤務日及び勤務時間は、おおむね1週間当たり30時間を超えない範囲内で、職務の実態に応じて総務課長と協議の上、担当課長が定める。

(勤務を要しない日及び休憩時間)

第6条 嘱託職員の勤務を要しない日及び休憩時間については、勤務内容等を考慮して総務課長と協議の上、担当課長が定める。

(年次有給休暇)

第7条 嘱託職員の年次有給休暇は、別表第1に定める日数とする。

- 2 前項の年次有給休暇の日数は、任用期間が更新された者で、雇用の日から1年6月以上継続勤務し、引き続き任用された期間が6月を超えた者は、前項に規定する年次有給休暇の日数に、別表第2に定める日数を加算するものとする。
- 3 前2項の規定により与えられた年次有給休暇の日数は、2年を限度に引き続き任用された期間に繰り越すことができる。

4 任命権者は、年次有給休暇を嘱託職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(年次有給休暇以外の休暇)

第8条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、嘱託職員に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
- (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合 必要と認められる期間
- (3) 嘱託職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 妊娠中の女性嘱託職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 必要と認められる期間
- (5) 忌引の場合 別表第3に定める日数の範囲内の期間
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通が制限され、又は遮断された場合 必要と認められる期間
- (7) 地震、水害その他の災害により交通が遮断され、又は交通機関等の事故等の不可抗力により出勤できない場合 必要と認められる期間
- (8) 地震、水害その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合 必要と認められる期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、嘱託職員に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 嘱託職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 10日を超えない範囲内で必要と認められる期間(当該負傷又は疾病が公務によるものである場合は、必要と認められる期間)
- (2) 女性嘱託職員の出産の場合 出産予定日前6週間目(多胎妊娠にあつては、14週間目)に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの範囲内の期間

- (3) 嘱託職員が生後満1年に達しない子（佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成29年広域連合条例第2号）第7条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第6号を除き、以下同じ。）を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の嘱託職員にあっては、その子の当該嘱託職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該嘱託職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する嘱託職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (5) 次に掲げる者（イ及びウに掲げる者にあっては、嘱託職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第7号において「要介護者」という。）の介護その他の世話を行う嘱託職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 嘱託職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び嘱託職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

(6) 嘱託職員(引き続き任用された期間が1年以上であり、かつ、この号の休暇の承認を受けようとする期間の初日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き任用されることが見込まれる者に限る。)が要介護者の介護をするため、任命権者が、嘱託職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を越えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下この号及び第7号において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間

(7) 嘱託職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該嘱託職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間

(8) 女性嘱託職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合 3日の範囲内の期間

(休暇の請求手続等)

第9条 前2条に規定する休暇に関する手続、休暇の単位等については、佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務、休暇等に関する規程(平成29年広域連合規程第2号)の例による。

(報酬)

第10条 嘱託職員の報酬の額は、予算の範囲内において任命権者が定める。

(費用弁償)

第11条 嘱託職員が費用弁償として受け取る旅費の額は、佐賀県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年広域連合条例第9号)に定める額とする。

(報酬の減額)

第12条 嘱託職員が第5条に規定する勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（第8条第2項に規定する無給の休暇を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、次項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

2 勤務1時間当たりの報酬額は、報酬月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた数で除して得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、嘱託職員が月の1日から末日までの期間の全期間にわたり勤務しないときの減額すべき額は、その月の報酬の全額とする。

(服務)

第13条 嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの訓令の定めに従い、かつ、担当課長の職務上の命令に従わなければならない。

3 嘱託職員は、その職の信用を傷つけ、又は嘱託職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 嘱託職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(職務専念義務の免除)

第14条 嘱託職員は、佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）及び佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成19年広域連合規則第10号）の例により、前条第1項に規定する義務を免除されることができる。

(解職)

第15条 任命権者は、嘱託職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職を解くことができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 刑事事件に関し起訴された場合
- (5) 職制の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(6) 第13条の規定に著しく違反した場合

(社会保険への加入)

第16条 嘱託職員の社会保険への加入については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月27日訓令第4号)

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

1週間の 所定勤務 日数	1年間の所 定勤務日数	任用期間の勤務月数											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5日	217日以上	0日	2日	3日	3日	4日	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日
4日	169日から 216日まで	0日	1日	2日	2日	3日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日
3日	121日から 168日まで	0日	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	5日	5日	5日	5日
2日	73日から 120日まで	0日	1日	1日	1日	1日	2日	3日	3日	3日	3日	3日	3日
1日	48日から 72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日

備考 年次有給休暇の日数は、1週間の勤務日が定められている場合は左欄とし、週以外の期間によって勤務日が定められている場合は中欄のそれぞれの区分に応じた日数とする。ただし、1週間の勤務時間が30時間以上であるときは、1週間又は1年間の勤務日数にかかわらず、1週間の勤務日数は5日以上、1年間の勤務日数は217日以上とみなす。

別表第2（第7条関係）

引き続き任用された期間	日数
6月を超えて1年6月以内	1日
1年6月を超えて2年6月以内	2日
2年6月を超えて3年6月以内	4日
3年6月を超えて4年6月以内	6日
4年6月を超えて5年未満	8日

備考 第4条ただし書の規定により5年を超えて任用期間が更新された場合における日数については、任命権者がその都度定める。

別表第3（第8条関係） 忌引日数表

死亡した親族		日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）		10日
血族	父母	7日
	子	5日
	祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
	孫	1日
	兄弟姉妹	3日
	おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
姻族	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
	子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
	おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加算することができる。